

竹中大工道具館メンバーシップ会則

制定 平成26年11月1日

改訂 平成28年12月1日

(名称および事務局)

第1条 本会の名称を「竹中大工道具館メンバーシップ」(以下「メンバーシップ」という)とし、事務局を竹中大工道具館(以下「博物館」という)内に置く。

(目的)

第2条 主に手道具としての大工道具および伝統建築に関心を持つ人々に鑑賞の便宜を図ることで工匠の技と精神への理解と認識を高め、かつ、博物館活動の普及・発展に寄与することを目的とする。

(会員および会員証)

第3条 メンバーシップに入会を希望する個人は会員になることができる。

- 2 会員には会員証を交付し、記名本人に限り使用することができるものとする。
- 3 会員証の紛失、不携帯等で会員証の提示がない場合は特典を受けられないものとする。
- 4 会員証の再発行は入会申込書に再記入し提出した後とする。
- 5 会員期間を超えて会員資格を継続する場合も新規会員証番号となる。

(入会受付および入会方法)

第4条 入会の受付は、休館日を除いて随時とする。

- 2 入会方法は、受付窓口にて申込書を添えて年会費を支払うか、博物館HPの申込みフォームへの入力後その日よりひと月以内に年会費を振り込むこととする。ひと月以内に入金が無い場合は入会申込みを無効とする。
- 3 受付窓口にて入会手続きを行った場合はその日から特典が受けられるものとする。ただし、来館での入会手続き受け付けは午後4時までとする。

(有効期間)

第5条 会員の有効期間は入会日の属する月の翌年同月末日までとする。

(年会費)

第6条 年会費は、一般 2,000円、シニア(65歳以上) 1,000円。

前納を原則とし、また、納入された会費の払い戻しは行わない。

(特典)

第7条 会員には、別紙のとおり特典を寄与するものとする。

(その他)

第8条 会員証の使用に際し、記名本人以外の使用等不適切な行為があった場合、会員証は無効となり、回収されるものとする。

第9条 この規則に定めるもののほか、メンバーシップに関する必要な事項は、博物館がその都度定めるものとする。

附則

この会則は平成26年11月1日から施行する。

(別紙)

竹中大工道具館メンバーシップ会員特典

1. 入館料無料（会員ご本人様のみ）
受付にて会員証ご提示いただくと、年度内は何度でも当館へ無料入館いただけます。
2. 竹中大工道具館NEWSほかお知らせの送付
年2回発行、いろいろな情報満載の「竹中大工道具館NEWS」のほか、企画展等イベントのお知らせをお送りします。
3. ミュージアムショップでの割引
当館ショップにおけるご購入時に、会員証ご提示で10%割引します（一部商品を除く）。
4. 入会特典
初回ご入会時、当館招待券2枚を進呈します。*注1
5. 更新特典
更新3年目、5年目、10年目を迎える方には更新時に記念品を進呈します。*注2

*注1 更新手続き遅れによる新規扱いの方は対象外となります。

*注2 更新期限内にお手続きされない場合は、新規会員扱いとなり、更新回数は無効となります。

以上